

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第132号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第184号）

平成7年度から平成22年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）に係る次の事項を記載した文書

- (1) 第2次試験受験者の得点一覧
- (2) 第2次試験の合格最高点
- (3) 第2次試験合格者の平均点

2 本件公開請求に対する処分の内容

- (1) 第2次試験受験者の得点一覧のうち、平成9年度分について、不存在決定
- (2) 第2次試験の合格最高点のうち、平成9年度分について、不存在決定
- (3) 第2次試験合格者の平均点の全てについて、不存在決定

(注) 上記以外については、別途、一部公開決定若しくは非公開決定を行った。

3 担当課（所）

人事委員会事務局総務課

4 異議申立て等の経緯

ア H23. 11. 29 公開請求	エ H24. 3. 14 諮問
イ H24. 1. 27 不存在決定	オ H25. 9. 25 答申
ウ H24. 2. 29 異議申立て	

5 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	実施機関は、第2次試験について、口頭試問の得点（ただし、平成21年度及び平成22年度については、第1次試験の得点と口頭試問の得点の合計点）に基づき、その順位及び採用者数を勘案した上で、合格者を判定しているため、これが分かれば足り、特段、第2次試験合格者の平均点を記載した文書を作成する必要がないので行っていないと述べている。よって、平均点に係る文書を作成していないとする実施機関の主張は、不自然、不合理とはいえない。 なお、平成9年度の第2次試験受験者の得点一覧及び第2次試験の合格最高点については、当該年度は試験未実施であり、異議申立てされていない。

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第132号

答 申 書

平成25年9月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在により非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成23年11月29日に、平成7年度から平成22年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）に関する次の事項を記載した文書について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 第2次試験受験者の得点一覧
- (2) 第2次試験の合格最高点
- (3) 第2次試験合格者の平均点

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成23年12月12日に、公開決定等期間延長通知を行い、平成24年1月27日に、その一部について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知するとともに、その余については別に公開決定、一部公開決定若しくは非公開決定を行った。

- (1) 不存在公文書
 - ア 第2次試験受験者の得点一覧のうち、平成9年度分
 - イ 第2次試験の合格最高点のうち、平成9年度分
 - ウ 第2次試験合格者の平均点の全て
- (2) 保有していない理由
 - ア 試験未実施である。
 - イ 試験未実施である。
 - ウ 平成9年度は試験未実施で、それ以外については作成していない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年2月29日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年3月14日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

合格平均点について、作成していないとされているが、得点一覧が存在する以上、平均点を算出することは可能であり、これを行わないことは行政の不作为である。

これは、条例第1条に規定された情報公開制度の目的に反するものである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件公開請求に係る職員採用候補者試験については、第1次試験と第2次試験により合否を決定しているが、第1次試験は教養試験と論文試験を行い、その得点の合計点を基に、その順位及び採用者数を勘案した上で、合格者を判定している。

第2次試験においては、口頭試問の得点（ただし、平成21年度及び平成22年度については、第1次試験の得点と口頭試問の得点の合計点）を基に、その順位及び採用者数を勘案した上で、合格者を判定している。

このため、第2次試験の合格者を判定するためには、口頭試問の得点（ただし、平成21年度及び平成22年度については、第1次試験の得点、口頭試問の得点及びその合計点）及びその順位が分かればよいので、特段、第2次試験合格者の平均点を記載した文書を作成する必要がなく、作成していない。

異議申立人は、「平均点を算出することは可能である」と主張しているが、情報公開条例は実施機関が保有している公文書の公開を求める権利について定めているもので、この主張は理由がない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

平成7年度から平成22年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者試験：行政）に関する次の事項を記載した文書である。

- (1) 第2次試験受験者の得点一覧
- (2) 第2次試験の合格最高点
- (3) 第2次試験合格者の平均点

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

平成9年度の第2次試験受験者の得点一覧及び第2次試験の合格最高点については、当該年度は試験未実施であり、特に異議申立てされていない。

実施機関は、第2次試験について、口頭試問の得点（ただし、平成21年度及び平成22年度については、第1次試験の得点と口頭試問の得点の合計点）に基づき、その順位及び採用者数を勘案した上で、合格者を判定しているため、これが分かれば足り、特段、第2次試験合格者の平均点を記載した文書を作成する必要がないので行っていないと述べている。よって、平均点に係る文書を作成していないとする実施機関の主張は、不自然、不合理とはいえない。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年3月14日	○諮問を受けた。(諮問案件第184号)
平成24年7月23日	○実施機関（人事委員会事務局総務課）から理由説明書を受理した。
平成24年9月4日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成25年2月20日 (第236回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年5月22日 (第239回審査会)	○事案の審議を行った。
平成25年6月27日 (第240回審査会)	○事案の審議を行った。